

付表Ⅰ 各種統計調査の概要

国勢調査 【総務省統計局】 (統計法第2条第4項第1号の規定により直接法定されている基幹統計)	
調査期日と沿革	国勢調査は、我が国の人口の状況を明らかにするため、大正9年以来、ほぼ5年ごとに行われており、10年ごとの大規模調査と、その中間年の簡易調査とに大別される。 なお、大規模調査と簡易調査の差異は、主として調査事項の数にある。その内容を見ると、戦前は、大規模調査（大正9年、昭和5年、15年）の調査事項としては男女、年齢、配偶関係等の人口の基本的属性及び産業、職業等の経済的属性であり、簡易調査（大正14年、昭和10年）の調査事項としては人口の基本的属性のみに限られていた。戦後は、国勢調査結果に対する需要が高まったことから調査事項の充実が図られ、大規模調査（昭和25年、35年、45年、55年、平成2年、12年、22年、令和2年）の調査事項には人口の基本的属性及び経済的属性のほか住宅、人口移動、教育に関する事項が加えられ、簡易調査（昭和30年、40年、50年、60年、平成7年、17年、27年）の調査事項には人口の基本的属性のほか経済的属性及び住宅に関する事項が加えられている。調査期日は、10月1日現在。
調査の対象	令和2年国勢調査は、調査時において、本邦内に常住している者について行われた。ここで「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在居た場所に「常住している者」とみなした。 ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査した。 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園に在学している者で、通学のために寄宿舍、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設 2 病院又は診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）に引き続き3か月以上入院し、又は入所している者はその入院先、それ以外の者は3か月以上入院の見込みの有無に関わらず自宅 3 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその生活の本拠、陸上に生活の本拠の無い者はその船舶 なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中外国の港に寄港せず調査時後5日以内に本邦の港に入港した船舶について調査する。 4 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所 5 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院 本邦内に常住している者は、外国人を含めてすべて調査の対象としたが、次の者は調査から除外した。 (1) 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族 (2) 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

経済センサス 【総務省統計局】 (統計法第2条第4項第3号の規定により総務大臣が指定する基幹統計)	
調査期日と沿革	経済センサスは、事業所及び企業の経済活動の状態を明らかにし、我が国における包括的な産業構造を明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の実施のための母集団情報を整備することを目的としている。 経済センサスは、事業所・企業の基本的構造を明らかにする「経済センサス-基礎調査」と事業所・企業の経済活動の状況を明らかにする「経済センサス-活動調査」の二つから成り立っている。 「経済センサス-基礎調査」のうち、民営事業所を対象とする甲調査は平成21年、26年、令和元年に実施し、国及び地方公共団体の事業所を対象とする乙調査は経済センサス-活動調査実施年を除き、毎年実施している。 「経済センサス-活動調査」は平成24年、28年、令和3年に実施した。 経済センサス-基礎調査及び活動調査の調査期日は、いずれも6月1日である。
調査の対象	農林漁家に属する個人経営の事業所、家事サービス業及び外国公務に属する事業所を除く全国全ての事業所及び企業。

農林業センサス 【農林水産省】 (統計法第2条第4項第3号の規定により総務大臣が指定する基幹統計)	
調査期日と沿革	5年ごとに、2月1日現在で農業経営状況等について全国的規模で調査する「農林業構造統計」である。 この調査が、センサス方式で行われたのは、昭和16年の農林水産統計調査が最初で、戦後昭和22年の「臨時農業センサス」につぐ本格的な調査は、昭和25年2月1日に行われた「1950年世界農業センサス」である。 昭和25年調査から10年目に実施されたのが「世界農林業センサス」、5年目に実施されたのが「中間農業センサス」である。 その後、昭和45年、55年、平成2年、12年、22年、令和2年の調査は10年目に当たる「世界農林業センサス」、昭和50年、60年、平成7年、17年、27年、令和7年の調査は5年目に当たる「中間農業センサス」として実施された。
調査の対象	農林業センサスは、農林業経営を把握するために個人、組織、法人などを対象にして実施する調査と、農山村の現状を把握するために全国の市町村や農業集落を対象に実施する調査に大別される。 ・農林業経営体調査 農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が一定規模以上の「農林業生産活動を行う者（組織の場合は代表者）」を対象に行う。 ・農山村地域調査 全国の市区町村や農業集落（全域が市街化区域の農業集落を除く）を対象に行う。